



10月号 No.216 広報おんが

発行 昭和53年10月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



「明るく」、「元気に」、でもテレチャうな一

(広渡小学校運動会から)

人のうごき (8月の住民基 本台帳から)

人口	12,474人(+83)
男	6,033人(+39)
女	6,441人(+44)
世帯数	3,476戸(+15)

()内は前月比

10月の書簡用語
仲秋、秋冷、秋雨、名月
紅葉、稻刈、ゆく秋

21日 土用入
花暦 きく(清浄、貞操)
誕生石 オパール(温和)

⑩日 体育の日
目の愛護デー
神無月(かんなづき)
神々が出雲の国に集まるとい
うことから

10月のこよみ



昭和53年一般会計補正予算(第3号)

9月議会から
一般会計補正予算は一億四千八百万円

昭和53年9月定例議会は、去る9月9日開催されて以来、昭和53年度一般会計補正予算など10議案について会期10日間をもって慎重に審議の結果、一般会計補正予算の一部修正のほかは全議案を原案どおり可決し、9月20日閉会となりました。

それぞれ一億四千八百十二万七千円で、既定額と合算しますと歳入歳出は二十二億九千九百五十九万七千円となります。

一般会計補正予算

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ計上されています。

歳入	補正額	主な事業
使用料及び手数料	116	照明施設使用料 116
国庫支出金	18,421	有線放送事業補助 14,511 災害復旧事業補助 2,562
県支出金	13,633	同和对策事業補助 12,117 水田利用対策補助 882
繰越金	81,391	
諸収入	5,766	有線放送受益者負担4,277
町債	28,800	
計	148,127	

歳出	補正額	主な事業
総務費	24,267	有線放送事業 21,633 前納報償金 1,280
民生費	29,120	同和对策事業(児童遊園ほか) 22,579 本焼電気窯ほか 588
衛生費	2,165	健康づくり推進費(備品購入費ほか)
農林水産費	19,390	土地改良事業費(尾倉) 3,325 同和对策事業(作業所) 9,326 水田利用再編対策費 6,032
商工費	500	商工振興費 500
土木費	54,598	道路維持補修費(全区) 34,600 水路維持費(浅木) 4,900 国鉄踏切整備(上別府) 12,790
消防費	3,847	防火水槽(別府) 3,507
教育費	10,297	フェンス、暗幕設備 6,020
災害復旧費	3,943	災害復旧事業(小谷池) 3,831
計	148,127	

条例関係

議案第51号 遠賀町国民健康保険条例の一部改正について
国民健康保険助産費の国庫補助交付要綱が改正となり、現行4万円の補助基準額が、6万円に引き

上げられることに伴う条例の一部改正です(10月1日から適用)
議案第52号 遠賀町工場誘致条例の一部改正について
これは、産炭地域振興臨時措置法に基づき、工場誘致条例が設置されたものですが、その後、産業構造の変せん等により、その指定基準のうち「生産設備額の一千万円以上」はそのままですが、「雇

用者数20人を超える工場」とする条項については、最近工場設備の装置化により雇用者数を規定する必要はないことからこれを削除したものです。
議案第53号 遠賀町農業共済条例の一部改正について
農業災害補償法の規定にもとづき昭和54年度産麦に適用する共済金額が告示されたのに伴ない、本町の麦の共済金額を改定するもので、現行1kg当り百三十円が、百六十円の選択となったものです。
その他、国民健康保険事業特別会計補正予算(補正額四十万円)昭和53年度遠賀町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正額六百五十万円)、遠賀霊園事業特別会計補正予算(債務負担行為の限度額九千三百六十一万五千円)の成立をみました。
また、中間・遠賀地区県立養護学校新設に関する請願は、全会一致で採択となり、関係機関に意見書が送達されました。

遠賀町財政事情の公表 (下)

▽▽▽ 昭和52年度決算見込額の概況 △△△

昭和52年度実施の主要建設事業(1件1千万円以上)
単位 千円

事業種目	事業費	備考
広渡小学校屋体 新築工事	90,000	
広渡小学校プール 建設工事	35,855	
防衛施設周辺 道路整備事業	56,039	ナギノ線外2件 舗装
特定防衛施設周辺 整備事業	33,204	柳田排水路工事
産炭地域開発就労 事業費	45,226	木守老良線改良 舗装
特定地域開発事業	33,126	浅木老良2号線 舗装
炭鉱離職者 緊急就労対策事業	22,740	木守浅木線外1件 舗装
同和对策事業	104,911	地区道路舗装2件 下排水路改良2件 別府集会所
八反田溜池 改良工事	20,970	
団体営かんがい 排水工事	22,068	屋戸川

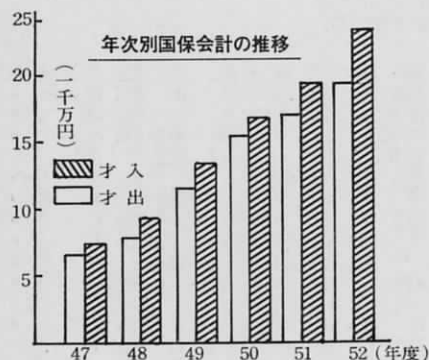
国民健康保険事業 特別会計

昭和52年度の国民健康保険特別会計は、歳入二億四千二百四十三万円、歳出一億九千六百八十八万一千円で、前年度と比較して、歳入で、26%、歳出で12%が増加しています。

歳入の構成比では、国庫支出金

54%、国保税31%、繰越金9%、その他収入金6%となり、歳出では、保険給付費93%、総務費5%、その他2%となっています。

最近6年間の決算状況は、別表のとおりで、年々経費の増加によって規模が拡大していますが、特に歳出面での保険給付費の増大が目立っています。

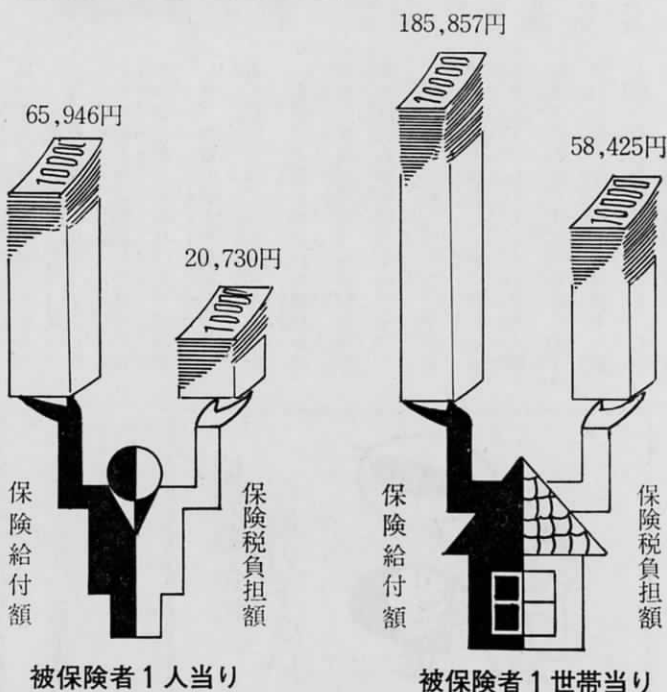


国保会計負担の状況

農業共済については、農作物共済事業において、水稲病害虫の事故除外の指定(病害虫の被害による減収分は適用しない)を昭和45年より受けていますので、特に病害虫事故の防止については、重点的に事業の実施をはかっており、その他、制度改正に伴う共済事業の主旨徹底や啓発を行なっています。

農業共済事業 特別会計

勘定科目	歳入	歳出
農作物共済勘定	10,170	5,696
家畜共済勘定	1,147	1,075
業務勘定	13,226	11,918
計	24,543	18,689



人権の歴史に学び

正しい認識を

(5)

三、部落の歴史と創造へのあゆみ (2)

封建体制—身分制度の確立

十五世紀の中ごろ、時の足利將軍のあとつぎ問題から、京都でおこった「応仁の乱」がもとで地方にひろがった戦乱は、十六世紀にはいると全国におよび、いわゆる「下廻上」(下の者が上の者をしのご)の戦国の世が約百年間続きました。この時代は、実力がありました。この時代は、賤民でも商人や職人になり、また武士になり領主になることさえもできました。

こうした下廻上の社会は、支配者にとつて極めて危険なものであることはいうまでもありません。そこで、織田信長、豊臣秀吉の後をうけて、天下統一をなしとげた徳川家康は、江戸時代のはじめに、絶対的な主従関係を基礎にした封建社会をつくりあげました。

民衆の力を利用して天下を統一した徳川氏は、戦国時代の苦しい体験を経て、民衆の力の恐ろしさを身にしみて感じていたのです。そ

差別をなくそう

れ故に、その不安を根絶し、自分を守るためにとつた政策は、まず農民から武器をとりあげて土地にしばりつけ、職業を変えることを認めないようにすると共に、町人を職人と商人にわけて、政治的には全く権利を奪ってしまうことでした。そして徳川幕府はみずからの座を安泰にし、権力を自分の子孫に伝えるために厳重な身分制度

をつくり、身動きもできないような統制を加えました。すなわち、支配階級である武士と被支配階級である農民、職人、商人、そしてえた・非人という身分的な区分をはっきりと固定させたのです。支配階級である武士には土地や禄を与え、生活を保証し、身分を維持する苗字を与え、帯刀を許し、斬り捨て御免の特権まで認め、

政治の上でも、支配者としての地位をもたせました。ところでこの武士階級の生活はいうまでもなく当時の主な生産階級である農民の汗と油の結晶によつて支えられていました。そしてその農民には五公五民、六公四民というようなむごい搾取がおこなわれ、米を作っても年貢にとられ、しまいに粟しか食べられな

い状態のものが多かったのです。しかも年貢は、どんなに不作の年でも予定通りにとり上げられ、娘を売つてもなお、申し訳ばかりのかゆをすすり生命をつなぐ者さえおつたという農民の生活のみじめさは、大変なものであったに違いありません。

国民の大部分をしめる農民のこうした苦しみや不満をそらすために徳川幕府は、農工商の庶民の下に「えた・非人」の身分の者をつくり、被支配階級の者をお互にいがみ合わせ、団結して武士にむかってくることのないようにしました。つまり武士階級にとつて一番こわいのは、非人間的なあつかいを受け、苦しめられた農民をはじめとする民衆のうらみ重なる不満と反抗の爆発だったのです。だから、生産力のない手であつた農民を支配し、多くの年貢をとりたて、しかも、その不平不満をまぎらわすために、なおその下に「えた・非人」とよばれる一段と低い身分を設けたのです。そして、その職業や住所も限定し、庶

民以上との結婚はもとより、通行や服装や宗教まで制限してきびしい差別を受けねばならないようにしました。農工商の人たちが支配者によつて苦しい生活をしいられても、「お前たちよりも、もつと苦しい低い身分の者がいるんだ。それにくらべれば……」と下をみてあきらめさせ、上には絶対服従の気風をつくりあげて、世の中の安定をはかろうと仕組んだわけ

(以下次号)

協同募金に

ご協力下さい



自転車に乗るときは 原付に乗るときは



8月26日午後4時頃、折尾4丁目交差点で、自転車に2人乗りした小学4年生の児童が、左折したダンブカーにひかれて2人とも即死しました。

遠賀町の周辺ではこの事故を含めて、14件15人が死亡しています。しかもその約半数は子供とお年寄りです。

悲惨な交通事故を二度と繰り返さないように、自転車、原付自転車に乗るときは、次のことを守って下さい。

- ▽二人乗りをしない。
- ▽片手運転をしない。
- ▽ジグザグ運転、手ばなし運転、競争などをしない。
- ▽カサをさしたり、荷物を手やハンドルにさげたり、犬を引いたりして乗らない。
- ▽大型車の横を通るときは、安全な間隔をとる、特に交差点付近では左折する大型車に注意しましょう。(後輪に巻き込まれる危険性があります。)

暴走は しない させない 見に行かない

お隣の水巻町立屋敷交差点で、土曜の夜になると暴走行為がくり返されています。9月17日の早朝には暴走車による事故が発生し、1人が死亡、4人がケガをしています。

警察では、暴走車には現行犯逮捕でのぞむとともに、その場はうまく逃げて、追跡調査により逮捕し、車を押収する方式をとっており、すでに押収された車は25台をこえています。

また、遠賀町の人が遠賀川橋をぞろぞろ渡って暴走族を見物に行

っているという報告も入っています。小倉駅前では、見物人に暴走車が飛び込んで死者まで出ています。見物は危険でもありますし、見物人がいないと暴走族もさわぎません。



家庭では次のことに注意して、被害にかけられないようにしましょう。

- あき果ねらいの防止
- ちよっとの留守でも戸締りを家に侵入する経路の約半数は、戸締りをしていない場所からです。
- 1ドア・2ロック
- カギの弱いところは破られています。補助錠があったためあきらめたドロボウも多いのです。
- 留守をさとられないよう
- 新聞、牛乳がたまっていたり、屋根からカーテンが引いてあれば留守とわかります。

お出かけは 一声かけてカギかけて



隣、近所に一声かけて

ドロボウが一番こわいのは監視の目です。不審な者を見かけたら、声をかけたり、110番しましょう。

自転車、バイク盗の防止

○防犯登録をしておきましょう

盗られた後、置きざりにされた場合、だれのものかすぐわかって、早く手元にもどります。

○車体に住所や氏名を記入する

人生を狂わす 恐怖の薬を 追放しましょう

最近覚せい剤の使用者は、暴力団関係者だけでなく一般の人達、主婦、少年まで及んでいます。

「眠気さましによくきく」など、言葉巧みに誘われ、乱用して健康を失い、そして家庭の破壊へとつながっています。

▽覚せい剤中毒者には次のような症状が現われます。

○関係妄想(人が自分のことをうわさしている)

○被害妄想(だれかにねらわれている)

○注察妄想(だれかに監視されている)

○追跡妄想(暴力団員などに追われている)

○しつと妄想(色情的被害妄想、妻が浮気している)

▽次のような場合には、警察へ連絡して下さい。電話093(691)0331。内線251。

○覚せい剤、麻薬を持っていたり、注射したり、売り買っている者を見たり聞いたりしたとき

○家庭や知人、友人が、覚せい剤や麻薬のことで困っているとき。

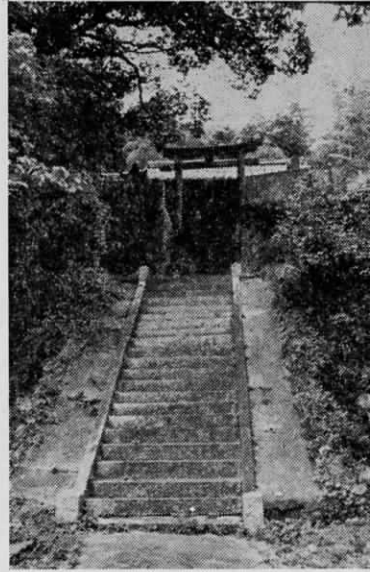
明るい家庭を守るため、覚せい剤、麻薬の追放にご協力下さい。

みんなの願い 明るい社会

遠賀町文学散歩 (十)

千代丸

特急列車の響きがガードをならして過ぎ、青いその車輛が山の端に消える。そのガードをくぐって、秋の深まった山手の方へ歩く。人家の横を登ると、木々の間に神社が見え、石段をのぼると美しく、野中池のあたりには須恵器の窯跡を探したがよく判らない。野中から山つづきで倉谷、さらに古月の西山、古門、または神崎と一環の窯跡が知られているが、その時代に生きた私たちの先祖の



しい鳥居がある。正徳二年の献納と見え、あたりは静まっています。法師蟬の声が気ぜわしく聞える。つくつく法師の声を聞いていると、秋がかけ足で来て、またかけ足ですべていく様な気になる。数本の松の木の間から見える景色は、黄金色に向って日を重ねているような稲田のいろと、点々として働く人間の姿である。法師蟬いそぐ心に歩をかへす山の端に足音もなく法師蟬すすきの穂がもう頭を出して、あ

災害を受けたときは 税の減免手続を

風水害や火災などによって大きな被害を受けたときのために、税金の面でも救済措置が設けられています。

サラリーマンが災害によって被害を受けたときには、災害減免法の規定により次の二つの救済方法があり、いずれか有利な方を選択できます。

- ① 住宅や家財について、その価額の二分の一以上の損害を受け、しかも、その年の合計所得金額の見積額が四百万円以下の場合には、別表のように源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられます。
- ② 災害などによる損害額が、その年の所得金額の見積額の10パーセントを超えるため、所得税法による雑損控除が受けられると見込まれるときは、災害を受けた後支払を受ける給与の所得税について、その雑損控除の見込額に対応する税額の徴収猶予が受けられます。

なお、いずれの方法を選択した場合でも、徴収猶予の申請などの手続が必要ですから、これらの救済措置を受けようと思われたら、

早めに税務署にご相談ください。また、徴収猶予や還付を受けた人は、翌年の3月15日までに、税務署に確定申告をしてその年の所得税の精算をしなければなりません。詳細については、若松税務署、093(761)2536へお問い合せ下さい。

給与所得者の徴収猶予および還付の表

その年の合計所得金額の見積額	徴 収 猶 予	還 付
200万円以下の場合	災害を受けた日から年末までの給与に対する源泉所得税額	1月1日からの災害を受けた日までの給与から徴収された源泉所得税額
200万円を超え300万円以下の場合	(1) 6月30日までに災害を受けた場合 災害を受けた日から6か月間の給与に対する源泉所得税額	なし
	(2) 7月1日以後に災害を受けた場合 災害を受けた日から年末までの給与に対する源泉所得税額	7月1日からの災害を受けた日までの給与から徴収された源泉所得税額
	(3) (1)または(2)に代えて選択できる方法 災害を受けた日から年末までの給与に対する源泉所得税額の2分の1	1月1日からの災害を受けた日までの給与から徴収された源泉所得税額の2分の1
300万円を超え400万円以下の場合	災害を受けた日から3か月間の給与に対する源泉所得税額(10月1日以後に災害を受けたときは、年末までの給与に対する源泉所得税額)	なし

消防 119 コーナー

灰になった財産



去年 1 年間に全国で六万三千九百五十八件の火災が発生し、みなさんの大切な財産千三百十四億七千八百万円が灰になりました。言いかえると、去年は 8 分間に 1 回全国どこかで火災が発生し、1 日三億六千万円が灰になったこととなります。

今年も火災シーズンの冬に向って、今まで以上に火を取り扱う機会が多くなります。特に暖房器具の使用や、たき火などは十分注意して下さい。

火災件数の 80% 以上が火の取扱に不注意(失火)によって発生しています。「うっかり」といったことをなくして、火災を防止しましょう。

火災、救急発生状況 (1月~8月)

Table with columns: 町名, 火災件数, 火災種別 (建物, 山林, その他), 焼失面積 (建物(m²), 山林(a)), 死者, 損害額 (千円), 救急. Rows include 遠賀, 水巻, 芦屋, 岡垣, 合計.

加入されましたか

1日1円の交通共済に

9月に区長さんを通して予約加入を受けましたが、まだ加入されていない方がたくさんあります。万が一交通事故にあっても、交通共済に加入されていれば最高100万円から最低一万四千元までの見舞金を受けられます。

おいでませ

アルペンフェスティバルへ

遠賀山友会では、山友会創立五周年を記念して、皆さんに美しい自然を楽しんでいただくこと、映画会や写真展を次のとおり開催します。ご近所お誘い合せの上ぜひご来場下さい。

▽期日 10月22日(日)

3行あんない

※卓球教室生徒募集

- ▽対象 小・中学生
▽場所 広渡小学校体育館
▽練習日 毎週土曜日 午後2時~4時まで
▽月謝 五百円
▽入会金 三百円
▽指導 原善治先生
▽申込先 直接体育館に来るか教育委員会社会教育課へ
電話③1355



14時~19時
▽場所 遠賀町中央公民館ホール
▽入場は無料です。

※空手教室生徒募集

- ▽対象 小学、中学、高校生及び一般も募集中
▽練習日 毎週火曜、金曜日
▽時間 午後7時~8時30分 (一般は9時まで練習できます)
▽指導者 養秀会総本部道場の有段者
▽昇級昇段審査が年間数回あり、各種大会に参加できます。
▽希望者は直接会場に来られるか

左記に問い合わせのこと。

▽電話③1570中井
③1234半田

※巡回交通事故相談

交通事故に関する悩みごとに対する相談を受けています。お気軽にご利用下さい。

▽日程 53年11月7日(火)
12月5日(火)
54年1月5日(金)
2月6日(火)
3月6日(火)

▽時間 午前10時~午後4時
▽場所 中間市市民談話室

香典返しのお礼

次の方々から遠賀町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りいたし、厚くお礼申し上げます。

- 故 石井 ケイ殿
(浅木) 石井 初次様
故 秦 勝郎殿
(鬼津) 秦 勝治様
故 村田モト子殿
(今古賀) 村田千萬人様
故 太田チハル殿
(鬼津) 太田 友十様
故 柴田 善之殿
(松の本) 柴田ユリ子様
故 吉田 キミ殿
(尾崎) 吉田 舜二様
故 小野ヤマト殿
(若松) 小野藤石エ門様
故 長岡ハツ子殿
(広渡) 長岡 敦美様

たばこは町内で買ひましよう

今月の税金

町県民税 3期分

納期限 10月25日まで

笑顔で納税 明るい町政

衛生係から

※ジフテリア・百日せき・破傷風

(三種混合) 予防接種

▽期日 10月17日(火)

11月14日(火)

12月7日(木)

▽時間 受付 13時10分~14時

接種 13時30分~15時

▽場所 速賀町公民館別館(郵便局横)

▽対象者 第1期 生後24~48カ月児

第2期 第1期終了後12~18カ月経過の幼児

▽接種方法

第1期 3回接種

第2期 1回接種

▽持参品

問診票・母子手帳

▽その他

○接種の一週間前から前日まで役場へ印鑑持参のうえ、接種の申込みをし、問診票・注意書を受け取り、接種当日持参下さい。申込みをされないと注射は受けられません。

▽費用 二千五百円(内千五百円を町が補助します)

▽定員 一日当り百名(計二百名)

○できるだけ48カ月までに第1・2期を済ませて下さい。

○ジフテリア・破傷風ワクチンで実施する事もあります。

※油断すなガンの芽はえは無症状(胃ガン検診受付中)

▽申し込み場所 役場厚生課衛生係

▽申し込み期限 現在申込み受付中

▽申し込み方法 定員になりたい縮切

▽接種方法 接種口まで



▽期日 10月16日(月)

11月20日(月)

10時~11時30分

▽対象者 1歳未満児

▽場所 役場保健室

▽持参品 母子手帳

※狂犬病予防注射(追加)

狂犬病予防法並びに速賀町飼犬条例により、飼犬は年2回狂犬病予防注射を受けなければなりません。犬を飼っている人は必ず受けて下さい。

注射当日不用犬の引き取りも致しますので、事前にお知らせ下さるか、会場までつれてくる事。

▽期日 10月31日(火)

13時30分~15時

▽場所 役場車庫前

▽料金 注射料八百五十円

登録料 三百円(春に注射を済ませた犬は不用です。)

▽注意 注射・登録をしてない犬は野犬と見なして捕獲します。

※野犬の被害防止について

最近野犬による被害が続発しています。役場・保健所では被害防止に色々対策を講じていますが被害が絶えません。みなさんの協力をお願いします。

▽みなさんの協力が重要なこと。○不用犬をすてない事(保健所に引き取りをたのむ。)

○飼犬の放し飼いをしない事

○捕獲器での捕獲(捕獲器は役場で貸します。)

○各区全体で毒殺による捕獲(指導、協力は保健所、役場がします。)

※無縁墳墓の改葬があります。無縁墳墓の改葬がありますので関係者があれば届出て下さい。

▽所在地 大分市大字駄原117の3、光明寺墓地

○届出期限 昭和53年10月31日

○届出先 大分市荷揚町2番31号

大分市都市計画部西大分土地地区画整理事務所

※パーキンソン病が特定疾患に追加されます。

くわしいことは、保健所におたずね下さい。

表紙

10月1日、広渡小学校で運動会がありました。ぶり返した暑さの中、紅白入り乱れて大熱戦。

お父さん、お母さんも身をのり出して応援をしていました。

今年白が8対7で赤に勝ちました。